

令和 8 年度 第 1 回
市町水道担当課長会議

兵庫県土木部上下水道課

2 主な改正内容について

水道事業に関する国庫補助事業における補助額算定の考え方等について

事務連絡

令和8年4月7日

各都道府県水道行政担当課長 殿
各政令指定都市水道事業担当部長 殿
(地方整備局等水道事業担当課長等経由)
独立行政法人水資源機構水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
水道事業課課長補佐

水道事業に関する国庫補助事業における補助額算定の考え方等について

水道施設整備費及び社会資本整備総合交付金（水道事業）等における補助額算定の考え方等について、令和8年度以降の予算執行においては、国土交通省における標準的な考え方を適用して実施することとしますので周知します。

各都道府県におかれては、管内の市町村（政令指定都市を除く。）等に対しても、この旨周知をお願いします。

記

1. 適用事項

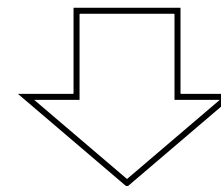
複数年度工事における各年度の補助対象基本額及び補助額の考え方や前払金への補助金交付の考え方等の予算執行に関する事務的な考え方については、国土交通省において標準的に実施されている考え方を水道事業においても用いることとする。

2. 適用時期

令和8年度予算を活用する工事より適用する。なお、令和7年度以前の予算を活用している工事において、従前の考え方を継続する必要があるものに限り、従前の考え方を踏襲することは可能とする。

これまでの厚生労働省の考え方

出来高ベースでの補助額算定



国土交通省の考え方(R8～)

支払額ベースでの補助額算定

2 主な改正内容について

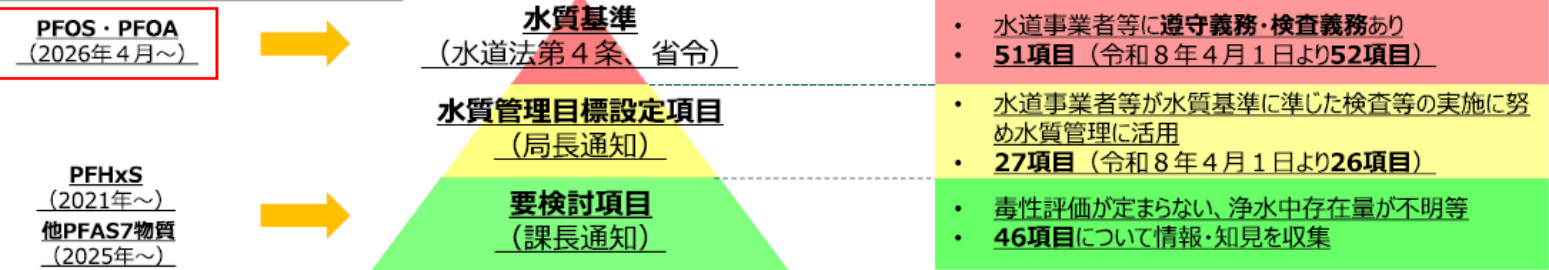
PFOS及びPFASの水質基準化について



水道水におけるPFOS及びPFOAの水質基準化について

- 内閣府食品安全委員会の評価結果(令和6年6月)等を踏まえ、令和7年6月に、**PFOS及びPFOAを水道水質基準(参考1)に設定**し、基準値を**合算値で50ng/L(参考2)**とした。**(令和8年4月1日より施行)**
- 国際的動向及び一斉分析による検出結果を踏まえ、令和7年6月に、**その他のPFAS8物質を要検討項目に設定**しており、引き続き科学的知見の収集を行う。
※ PFBS、PFHxS、PFBA、PFPeA、PFHxA、PFHpA、PFNA、HFPO-DA

(参考1) 水道水質基準等の体系



(参考2) 水質基準値

$$\begin{matrix} \text{TDI} \times 1 \\ 20 \\ \text{[ng/kg/day]} \end{matrix} \times \frac{\begin{matrix} \text{体重} \\ 50 \text{ [kg]} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{1日当たりの摂取量} \\ 2 \text{ [L/day]} \end{matrix}} \times \begin{matrix} \text{水の飲用に係る割当率} \times 2 \\ 10 \text{ [\%]} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{基準値} \times 3 \text{ (R8年4月から適用)} \\ 50 \text{ [ng/L]} \end{matrix}$$

※1 耐容一日摂取量: 人が、水の飲用以外の経路からの摂取を含め、一生に渡って摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される、体重1kg当たり、1日当たりの物質の摂取量。食品安全委員会が、諸外国・機関の評価で使用された根拠資料を含めて評価 (PFOS・PFOAそれぞれで20ng/kg/day)
※2 水の飲用以外の経路からPFOS等が摂取されることも見越して、その分、水の飲用からの摂取量をどの程度まで抑制しておく必要があるかを設定した数値。
※3 PFOS、PFOAそれぞれ50 ng/Lだが、**水質基準値はより安全側にPFOSとPFOAの合算で50ng/Lとした。**

PFOS及びPFOAについて、**今年度から水質基準と引き上げられましたので、水道法に基づく水質検査の実施、水質基準の遵守、検査結果の情報開示(公開)をお願いします。**

2 主な改正内容について

健康診断の頻度の見直しについて（令和8年4月1日～）



健康診断の頻度の見直しについて

◆ 水道法施行規則第16条第1項の改正

- ・「法第21条第1項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね一年ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して、行うものとする。」と改正

◆ 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日、健水発第1010001号）の改正

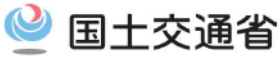
- ・病原体検索の対象として、必要に応じて行うものに腸管出血性大腸菌(O157等)及びノロウイルスを追加
- ・感染症の流行時や流行している地域に渡航した場合に、発熱・下痢等がないことの確認を追加
- ・次の健康診断を行う前までは記録を破棄しない旨を追加

2 主な改正内容について

災害時関係の改正について

水道法改正（災害対策基本法等の一部を改正する法律）の概要

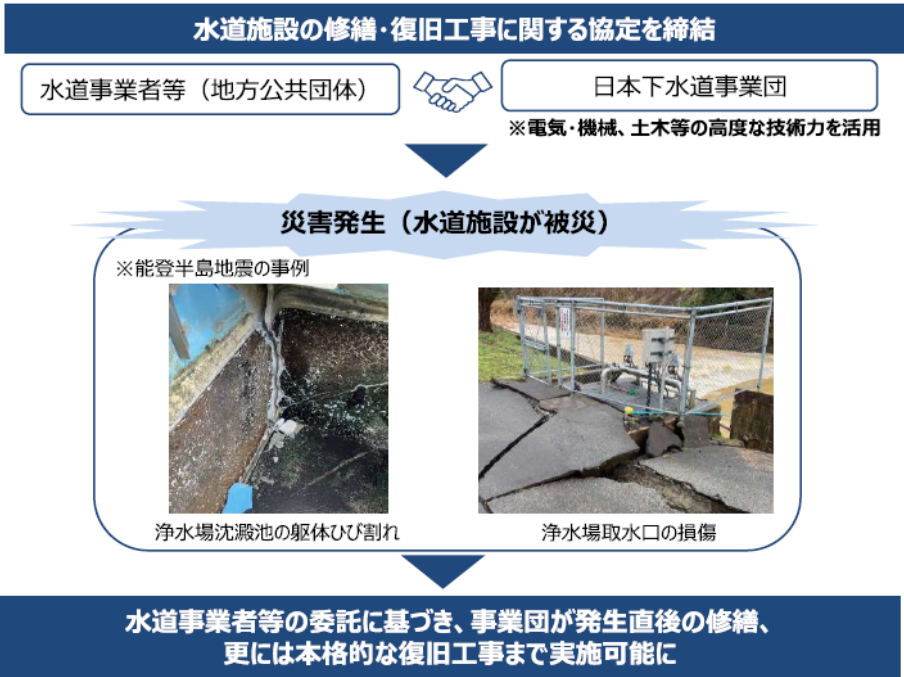
公布：令和7年6月4日
施行：令和7年7月1日



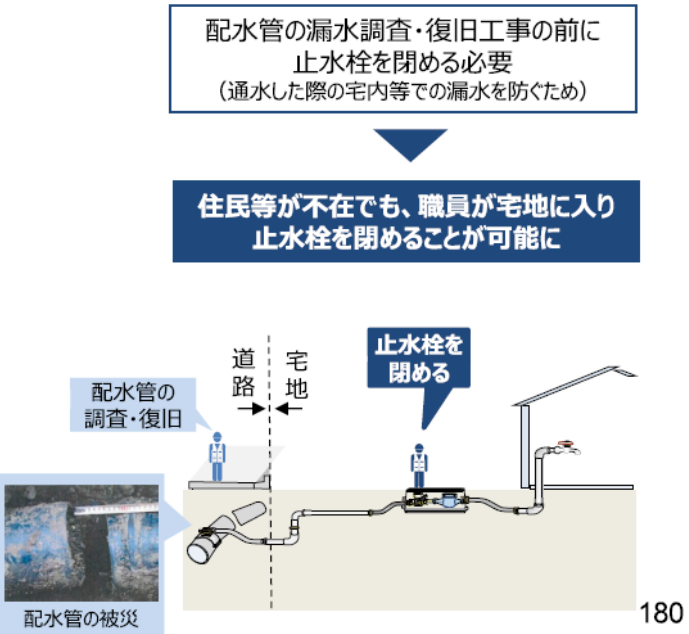
- 日本下水道事業団※が、被災した水道施設（浄水場等の基幹施設）の修繕や復旧工事を行うことができるよう、新たに規定。（※）地方公共団体の委託を受けて下水道施設の建設等を行う地方共同法人
- 水道事業者は、災害時の水道（配水管）の調査・復旧のため緊急の必要があるときは、住民等の土地に入り、止水栓を閉めることができるよう、新たに規定。

【背景】 能登半島地震において、水道は、**浄水場等の基幹施設や管路が甚大な被害を受け、広範囲かつ長期の断水が発生。**
→ **基幹施設の修繕や復旧に関する技術力を有する団体の活用や、迅速な管路復旧の支障を除く措置が必要。**

●日本下水道事業団法の特例



●災害時の給水装置の操作

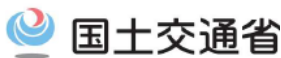


2 主な改正内容について

水道管路が満たすべき耐震性能の強化について

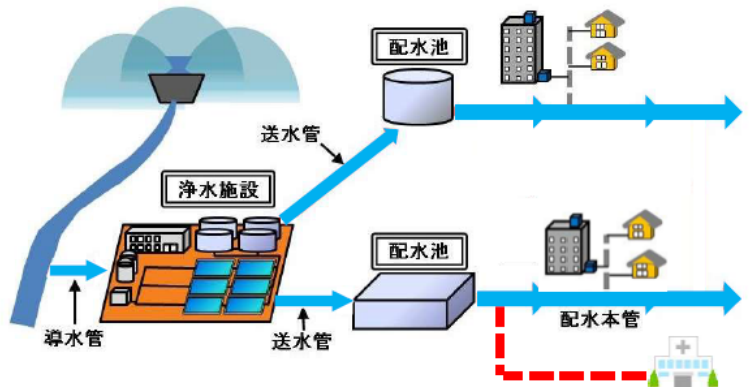
水道施設の技術的基準を定める省令の改正

水道管路が満たすべき耐震性能の強化(省令第1条第7号)



- 能登半島地震の教訓を踏まえ、避難所などの重要施設に接続する水道管路の耐震化を進めることが重要。
 - 水道法に基づく水道施設の技術的基準を定める省令を改正し、重要施設に接続する配水支管等について、基幹管路(導水管・送水管・配水本管)と同様の耐震性能(レベル2地震動への対応等)を確保することを義務づけ。
- ※令和8年4月1日省令改正、令和8年10月1日 省令施行

(水道施設)



重要施設(避難所、災害拠点病院等)に接続する配水支管

- : 基幹管路(導水管、送水管、配水本管)
- - - : 重要施設に接続する配水支管
- ■ ■ ■ : 上記以外の配水支管

(管路が備えるべき耐震性能)

	(改正前)			(改正後)	
	レベル1 地震動	レベル2 地震動		レベル1 地震動	レベル2 地震動
基幹管路	○	○	→	○	○
重要施設に 接続する 配水支管※	○	—		○	○
上記以外の 配水支管	○	—		○	—

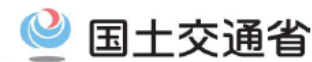
レベル1地震動: 当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いもの

レベル2地震動: 当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するもの

※現在対象となっていない、配水本管を有しないが、重要施設に配水支管が接続する配水池やポンプ場も同様に引き上げ。

(国交省) 情報提供等に関してお願いしたいことについて

情報提供等に関して特にお願いしたいこと(水道事業者等)



- 第1報の速やかな情報提供

震度6弱以上の地震や大規模な事故(約1万戸以上の断水を目安)においては、第1報として、少なくとも断水の有無と断水の規模(想定断水戸数(概算)、範囲)について、都道府県の依頼を待たずに、速やかに(概ね発生1時間以内)情報提供すること(様式不問)。

- 報道発表等に係る速やかな情報提供

報道発表・記者会見する場合、報道等で取扱われた場合及び報道機関等に情報提供した場合、速やかな情報提供を徹底すること(報道発表・記者会見する場合、事前に一報を)。

- 緊急時連絡体制の構築(実務責任者ホットラインの構築)

震度5弱以上の地震や大規模な事故等において、特に迅速な対応・支援が必要となる場合は、必要に応じ、国土交通省水道事業課から水道事業者等に直接連絡し、状況を確認させていただくことから、連絡に応答し状況を説明できる体制を構築すること。緊急連絡先の変更があった場合は、その都度共有すること。

- 的確な情報提供

できるだけ早く(できるだけ発生1日目の第2報で)、

- 「復旧見込み」「応急復旧状況」(どのような方法・道筋で、いつまでに断水解消させるか。またその進捗)
- 「応急給水状況」(どのように給水車・給水タンク等で給水拠点で給水するか、どのように防災部局等と連携し、重要施設(病院・避難所等)や給水拠点に行けない方(老人等)等へ給水するか)
- 応急復旧・応急給水の「課題」(何がボトルネックか、その解決のためにどのような支援が必要か)

がわかるよう様式に記入し、必ず情報提供すること。これらをわかりやすく示すため、補足資料の添付も可。

(事例紹介) 沖縄県漏水事故について

沖縄県漏水事故におけるリダンダンシー確保等の取組について 国土交通省

- 令和7年11月24日に沖縄県企業局が管理する導水管（PCPΦ750mm）で漏水事故が発生。
- 当該管路は、水源から久志（くし）浄水場、石川浄水場、西原浄水場につながる導水管であり、最大断水戸数は約19万戸。
- 沖縄県は、事故や災害発生時に本土からの応援が難しいことや、河川規模が小さいといった特徴があることから、従来より複数の水源整備や導水管の複線化等を実施しており、断水期間が約2日間と早期の断水解消が可能となった。

【事故の概要】

- 水道事業体：沖縄県企業局
 - 発生日時：令和7年11月24日 3時頃
 - 発生場所：沖縄県大宜味村塩屋地内（半崎トンネル出口）
 - 概要：水源から久志（くし）浄水場、石川浄水場、西原浄水場につながる導水管（導水管）3系統（東系統、中系統、西系統）のうち、中系統の導水管（PCP※口径750mm（昭和42年布設、約58年経過））で漏水事故が発生。
 - 被害状況：最大断水戸数：約19万戸
（7市町：那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町）
※26日14時頃 断水解消
 - 事故原因：経年劣化による漏水と推定
 - 対応状況：24日 3時頃 道路面からの漏水の通報、10時半頃 止水完了
○24日深夜までに東系統、西系統の導水管の通水が再開。25日4時頃より西原浄水場への通水を開始。25日8時頃より西原浄水場から各市町の配水池等に送水開始。26日14時頃断水解消。
○25日沖縄総合事務局は沖縄県からの要請を受け、浦添市の病院に応急給水を実施。
- ※PCP：プレストレスコンクリートシリンダー管。米軍統治時代に布設された米国製の管。



導水管破損による歩道冠水状況（導水停止後）



破損したPCPの状況

【断水影響の最小化の取組】

- 導水管の複線化等（リダンダンシーの確保）
- 複数の水源開発（ダムや海水淡水化装置等）
- 原水調整池（原水を貯留し水量の時間変動に対応）の整備



国庫補助関係について

- 1 令和8年度予算措置関係について
- 2 国庫補助関係スケジュールについて
- 3 国庫補助に関する留意事項
- 4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

1 令和8年度予算措置関係について

令和8年度上下水道関係予算の内訳について

[個別補助金・事業調査費等] (単位：百万円)

事業名		令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	対前年度 倍率
上下 水道	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費	3,913	3,600	1.09
	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業調査費等	2,813	2,809	1.00
水道	水道施設整備費	20,417	20,194	1.01
	水道施設整備事業調査費	75	75	1.00
下 水 道	下水道防災事業費	122,250	102,250	1.20
	下水道事業費	9,836	8,564	1.15
	下水道事業調査費	883	883	1.00
合計		160,187	138,375	1.16

[交付金] (単位：百万円)

区分	令和8年度予算額	令和7年度予算額	対前年度倍率
社会資本総合整備	1,312,611	1,334,365	0.98
うち 社会資本整備総合交付金	459,693	487,410	0.94
うち 防災・安全交付金	852,918	846,955	1.01

※水道・下水道事業に係る費用は、この内数

1 令和8年度予算措置関係について

補助の創設・拡充について

1. 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた上下水道の老朽化対策

大口径の管路や緊急輸送道路に埋設された管路など、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路（重要管路）の更新や、重要管路のうち、災害・事故後に迅速に機能を確保することが容易ではない管路の複線化等を推進。

（1）重要管路の更新の推進

〔個別補助事業の創設、交付金事業*の拡充〕

（水道・下水道）

（水道・下水道）

* 交付金事業はR7補正より拡充

- **大口径の管路や緊急輸送道路に埋設された管路など、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路（重要管路※1）の更新を支援**

[水道：資本単価要件を満たす事業者を補助対象として補助率1/4、下水道：補助率1/2]

※1 水 道：口径800mm以上の管路、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路など

下水道：口径2,000mm以上の管路、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路など

ポイント 下水道管路の全国特別重点調査※2で
「緊急度Ⅰ」と判定された管路の更新は**全て補助対象**※3

※2 調査対象は、設置から30年以上経過した口径2 m以上の管路

※3 従来の制度では、自治体規模と口径によっては補助対象外となる管路がある



全国特別重点調査での緊急度Ⅰの例



1 令和8年度予算措置関係について

補助の創設・拡充について

(2) 重要管路の複線化等の推進

[個別補助事業の創設、交付金事業*の創設]

(水道・下水道)

(水道・下水道)

* 交付金事業はR7補正より創設

●重要管路※¹のうち、災害・事故後に迅速に機能を確保することが容易でない

管路※⁴の複線化等※⁵を支援

[水道：資本単価要件を満たす事業者を補助対象として補助率1/4、下水道：補助率1/2]

※¹ 水 道：口径800mm以上の管路、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路など

下水道：口径2,000mm以上の管路、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路など

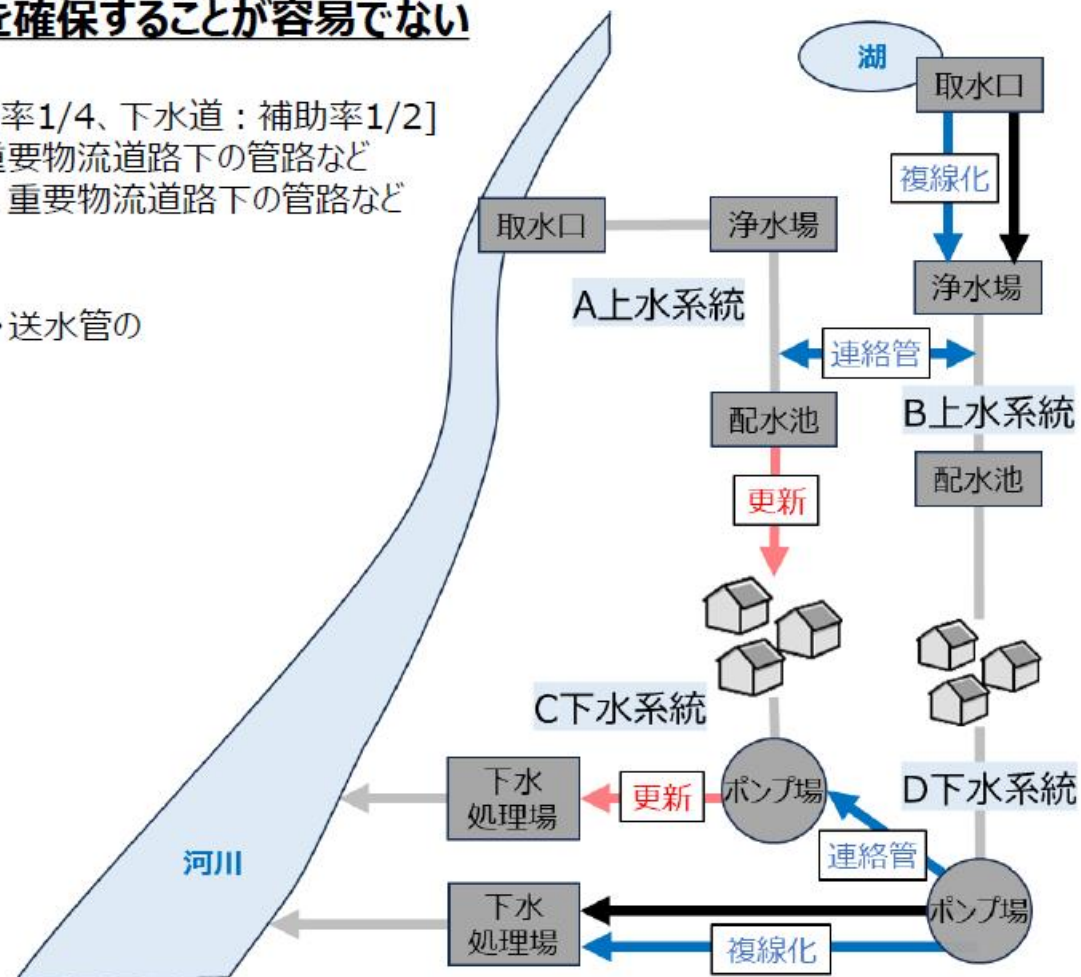
※⁴ 水 道：土被りが大きく開削工事が困難な管路

下水道：管内水位が高く更生工事が困難な管路

※⁵ これまでの水道の補助制度では、河川を横断する導水管・送水管の複線化に補助対象を限定



下水道管路の複線化事業（東京都千代田幹線）



重要管路の更新、複線化等のイメージ

1 令和8年度予算措置関係について

補助の創設・拡充について

2. 持続可能な上下水道の実現に向けた基盤強化

人口減少下においても必要な上下水道サービスを維持していくため、市町村域を超えた事業運営の一体化、システムの分散化によるコンパクトなインフラ整備、DX等の基盤強化を推進。

(1) 事業運営の一体化の推進

[個別補助事業の創設・交付金事業の拡充]

(水道・下水道)

(水道)

● 2以上の自治体による給水/汚水処理人口10万人以上※6の事業運営の一体化※7を支援※8※9

[水道：補助率1/3、下水道：補助率1/2等]

※6 水道の従来制度では、3以上の自治体で給水人口5万人以上等を補助要件としている

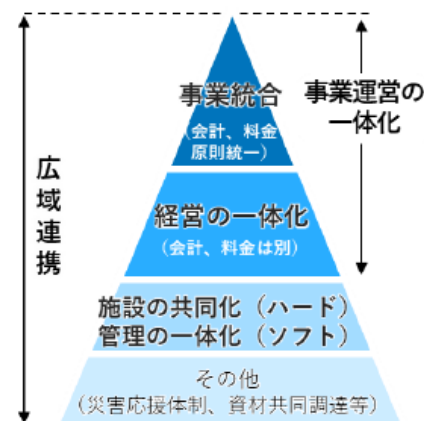
※7 事業統合又は経営の一体化を指す

※8 事業運営の一体化または一体化後の運営基盤強化のために必要な施設の整備等を支援（計画期間は最長10年間、令和22年度までの時限事業。なお、補助事業開始後5年以内に事業運営の一体化を実現することが要件。）

※9 水道事業では、水道基盤強化計画に基づく事業であることが要件（令和12年度以前に開始する場合は水道広域化推進プランでも可）

ポイント 水道：資本単価要件を設けない
下水道：管渠の補助対象範囲を拡大※10

※10 通常は自治体規模が大きくなるほど管渠の補助対象範囲が狭くなること、事業運営の一体化を行う自治体には、事業運営の一体化対象自治体のうち最も規模の小さい自治体の補助対象範囲を適用



広域連携の概要



事業運営の一体化と施設の最適配置 (イメージ)

1 令和8年度予算措置関係について

補助の創設・拡充について

(2) 分散型システム導入の推進

〔個別補助事業の拡充・交付金事業の拡充〕

(水道)

(水道)

- 分散型システムの導入に必要な計画策定や施設整備（水源整備、小型浄水処理装置、運搬送水のための給水車導入など）を補助対象に追加

[補助率1/3等]



分散型システムの例
(給水車による運搬送水)

(3) DXの推進

〔交付金事業の拡充〕

(下水道)

- 効率的な維持管理や迅速な災害対応のため、下水道管路に加え、下水処理場及びポンプ場の施設情報等のデジタル化を補助対象に追加

[補助率1/2]

(4) PFASへの対応強化

〔個別補助事業の拡充・交付金事業の拡充〕

(水道)

(水道)

- PFOS及びPFOAの水道水質基準化（R8.4.1施行）を踏まえ、PFAS対策の補助対象自治体を拡大 [補助率1/4]

ポイント

資本単価要件、または、以下のいずれかの要件を満たす事業者も補助対象に追加

- ・ 料金回収率が100%以上である場合
- ・ 過去5年間に於いて、少なくとも1回以上の水道料金の改定が行われている場合
- ・ 広域連携に向けた、協議会の設立などの具体的な検討が進められている場合

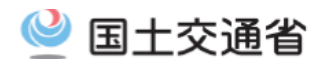


PFASへの対応の例
(活性炭処理施設)

1 令和8年度予算措置関係について

補助の創設・拡充について

高度浄水施設等整備事業の再編/補助事業の名称変更



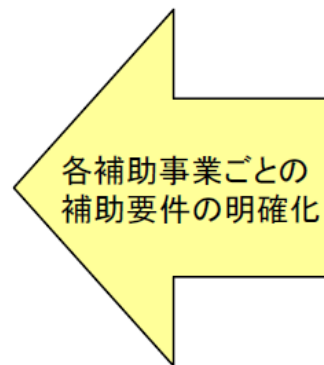
○高度浄水施設等整備事業(交付金・個別補助)の再編

【令和8年度当初予算】

高度浄水施設等整備事業
(1)水質改善対策事業
(2)病原性原虫対策事業 ※
(3)有機フッ素化合物対策事業 ※
(4)火山灰対策事業

※資本単価要件を満たさない場合でも、以下のいずれかを満たすことで補助要件を満たすことができる。

- ・料金回収率が100%以上
- ・過去5年間で1回以上の料金改定
- ・広域連携に向けた協議会設立などの検討



【令和7年度当初予算】

高度浄水施設等整備費
・対象となる河川、湖沼等の要件
・生じている被害の要件
・その他の要件
・資本単価要件
が羅列されている

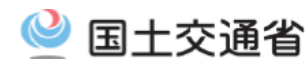
○交付金・個別補助の名称変更(すべての該当補助を○○費から○○事業へ変更)

- ・水道水源開発施設整備費を水道水源開発施設整備事業へ変更 など

1 令和8年度予算措置関係について

補助の創設・拡充について

防災・安全交付金の支援制度の再編



【令和8年度当初予算】

【水道施設アセットマネジメント推進事業】

- (1) 水道施設アセットマネジメント計画策定事業
- (2) 水道管路強靱化推進事業【R7補正創設】
- (3) 水道管路緊急改善事業
- (4) 水道施設分散化事業【創設】
- (5) 管路近代化事業
- (6) 鉛管更新事業
- (7) 老朽管更新事業【継続のみ】
- (8) 水管橋耐震化等事業【継続のみ】

※基幹管路耐震化整備事業は緊急時給水拠点確保等事業へ移行

※海底送・配水管更新事業は水道管路強靱化推進事業への移行に伴い廃止

【水道事業運営基盤強化推進事業】

- (1) 水道基盤強化計画策定事業
- (2) 官民連携導入推進事業【創設】
- (3) 水道施設DX推進事業
- (4) 水道広域連携推進事業【創設】
- (5) 広域化事業
- (6) 運営基盤強化等事業
- (7) 水道施設再編推進事業
- (8) 特定広域化施設整備費【継続のみ】
- (9) 広域化促進地域上水道施設整備費【継続のみ】
- (10) 水道施設共同化事業【継続のみ】

※一般広域化施設整備費、水道広域化促進事業費は対象事業がなくなったことに伴い廃止

【令和7年度当初予算時点】

【水道施設アセットマネジメント推進事業】

- (1) 老朽管更新事業【継続のみ】
- (2) 水道管路緊急改善事業
 - ① 水道施設アセットマネジメント計画策定事業
 - ② 管路更新事業
- (3) 管路近代化事業
- (4) 鉛管更新事業
- (5) 基幹管路耐震化整備事業
- (6) 海底送・配水管更新事業【R7採択まで】
- (7) 水管橋耐震化等事業【R7採択まで】

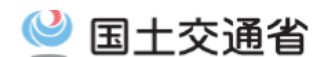
【水道事業運営基盤強化推進事業】

- (1) 広域化事業
- (2) 運営基盤強化等事業
- (3) 水道施設共同化事業【継続のみ】
- (4) 水道施設再編推進事業
- (5) 水道施設DX推進事業
- (6) 特定広域化施設整備費【継続のみ】
- (7) 一般広域化施設整備費【継続のみ】
- (8) 広域化促進地域上水道施設整備費【継続のみ】
- (9) 水道広域化促進事業費【継続のみ】
- (10) 水道基盤強化計画策定事業

1 令和8年度予算措置関係について

補助の創設・拡充について

時限措置が設定されている支援制度



○令和8年度当初予算において時限措置が設定されている支援制度一覧

制度名			時限
個別補助	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業	(3)官民連携等基盤強化推進事業	令和9年度まで
	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業	(6)汚泥資源肥料利用推進事業	令和12年度まで
	水道水源開発等施設整備費補助金	水道広域連携推進事業	令和22年度まで
防災・安全交付金	ロ-7-(1)-⑤水道総合地震対策事業	(7)給水車	令和11年度まで
	ロ-7-(1)-⑤水道総合地震対策事業	(11)浄水場の防災拠点化	令和11年度まで
	ロ-7-(1)-⑧水道事業運営基盤強化推進事業	(3)水道施設DX推進事業 (②市町村の区域を超えて広域的に実施するデジタル技術を活用した水道施設の点検・調査をする事業)に限る	令和11年度まで
	ロ-7-(1)-⑧水道事業運営基盤強化推進事業	(4)水道広域連携推進事業	令和22年度まで
	ロ-7-(1)-⑧水道事業運営基盤強化推進事業	(5)広域化事業	令和16年度まで
	ロ-7-(1)-⑩緊急時給水拠点確保等事業	(1)取水施設耐災害性強化事業	令和10年度まで

1 令和8年度予算措置関係について

令和8年度防災・安全交付金について

1. 令和7年度に内示、交付決定済(国費)

R7補正予算(繰越) 2,049,246,000 円

2. 令和8年度に内示(国費)

R8当初予算 443,937,000 円

1 令和8年度予算措置関係について

内定状況について（R8当初）

【単位：千円】

	R8当初			R7当初（本省繰越含）		
	要望額	内定額	内定率	要望額	内定額	内定率
・防災・安全交付金	1,618,174	443,937	27.43%	1,969,829	1,010,968	51.32%
・上下水道一体効率化基盤強化推進事業	18,070	18,070	100%	26,000	24,305	93.48%
・水道施設整備費（上水と簡水の合算）	207,190	90,350	43.61%	55,694	55,073	98.88%

1 令和8年度予算措置関係について

内定状況について（R8当初）

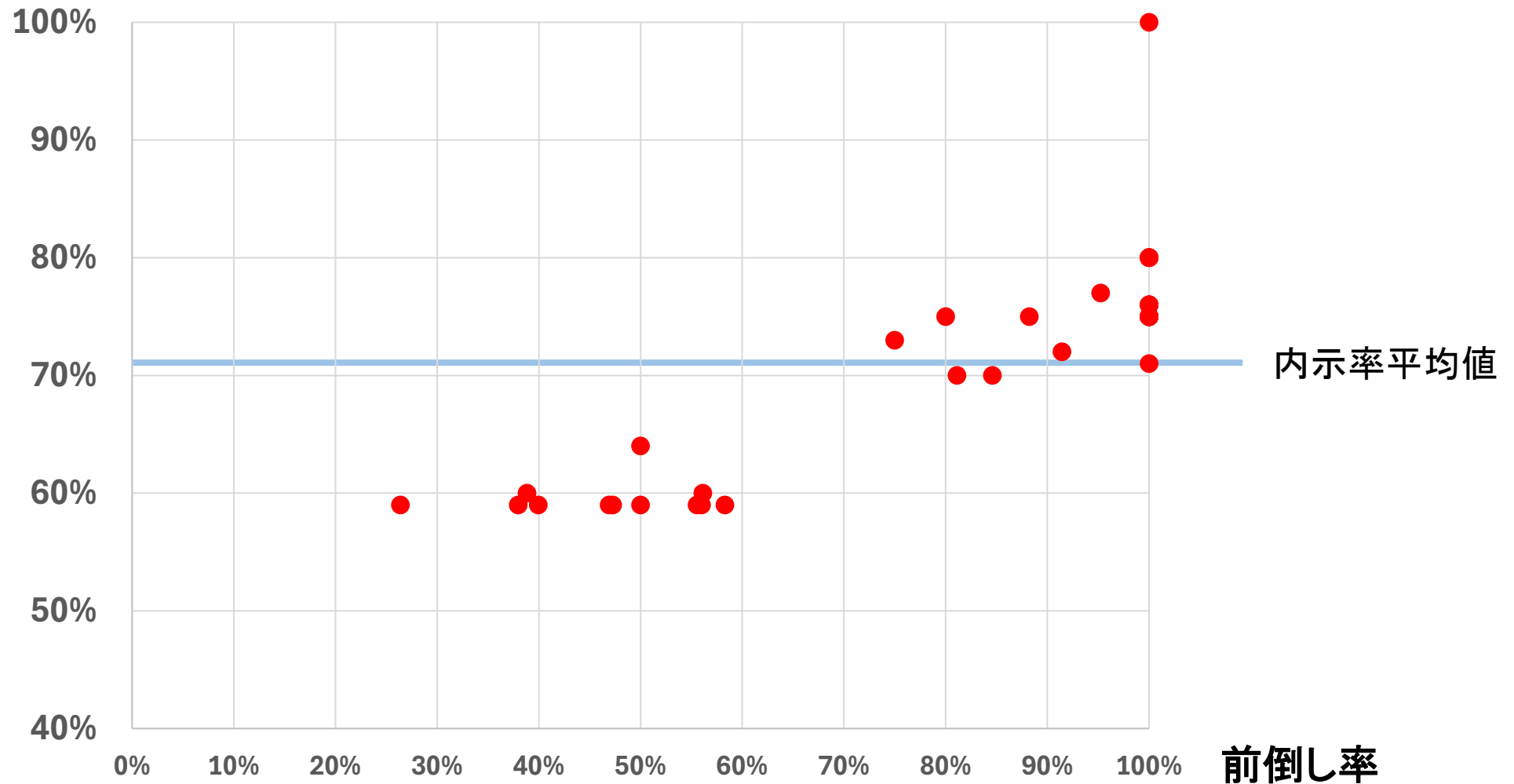
【単位：千円】

	R8当初			R7補正		
	要望額	内定額	内定率	要望額	内定額	内定率
・防災・安全交付金	1,618,174	443,937	27.43%	2,852,601	2,049,246	71.84%
・上下水道一体効率化基盤強化推進事業	18,070	18,070	100%	6,000	0	0%
・水道施設整備費（上水と簡水の合算）	207,190	90,350	43.61%	0	0	0% 23

1 令和8年度予算措置関係について

内定状況について（R7補正）

内示率



1 令和8年度予算措置関係について

今後の国費獲得に向けて

①令和8年度当初予算から本省繰越は行われていない

⇒当初予算、補正予算を適切に地方繰越し、国費を最大限に活用する。

※地方繰越する場合は、近畿財務局による繰越承認が必要。繰越承認時には箇所付けされるため、必要額の十分な精査や、繰越の仕方を考慮する必要あり。

②令和8年度配分は、前倒しの有無、過年度の不用に対して厳しい査定

⇒前倒しを前提とした事業執行

- ・補正予算を充当する事業を決め、当初予算分と切り分けておく
- ・事前に予算を確保、受注者と出来高変更契約を調整する など

⇒不用とならない国費の充当計画

- ・安全率を考慮し国費を充当する。特に補正予算を繰越した場合、流用が難しい。

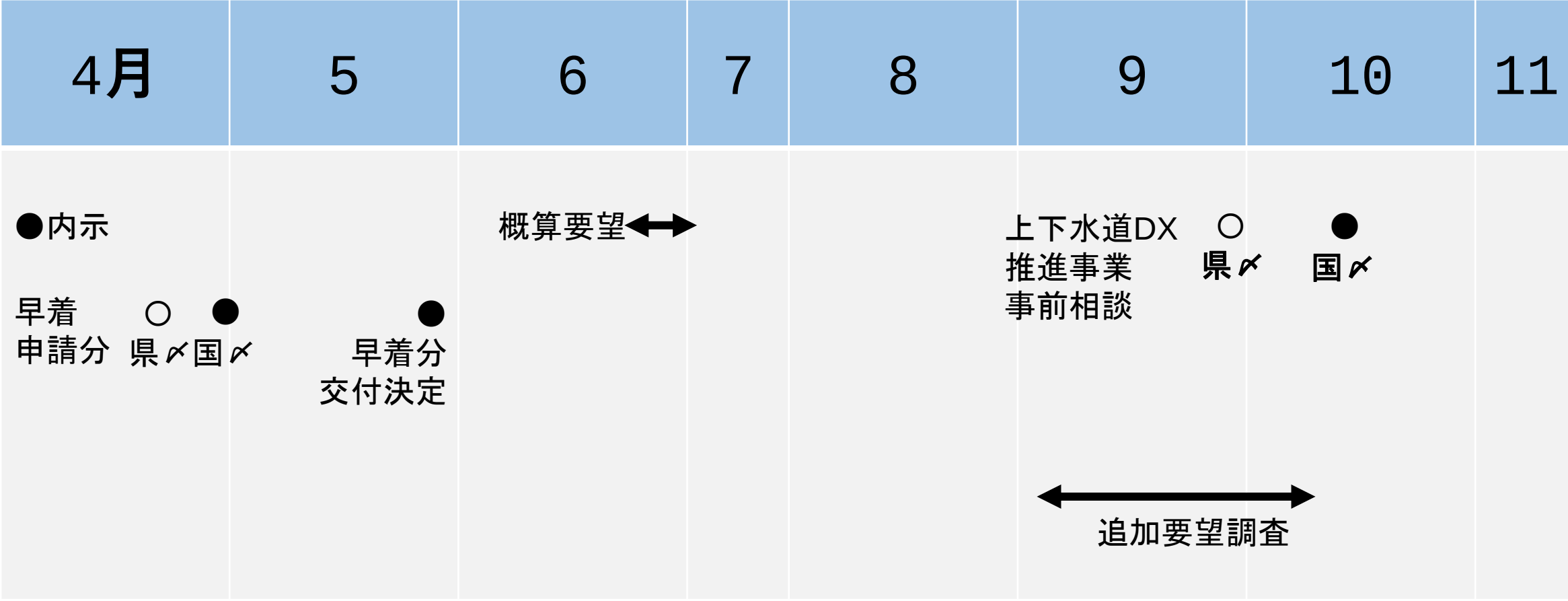
③個別補助の積極的活用

⇒令和8年度の国費措置率は個別補助が高い

※ただし、総事業費等によっては事業評価等の対応必要

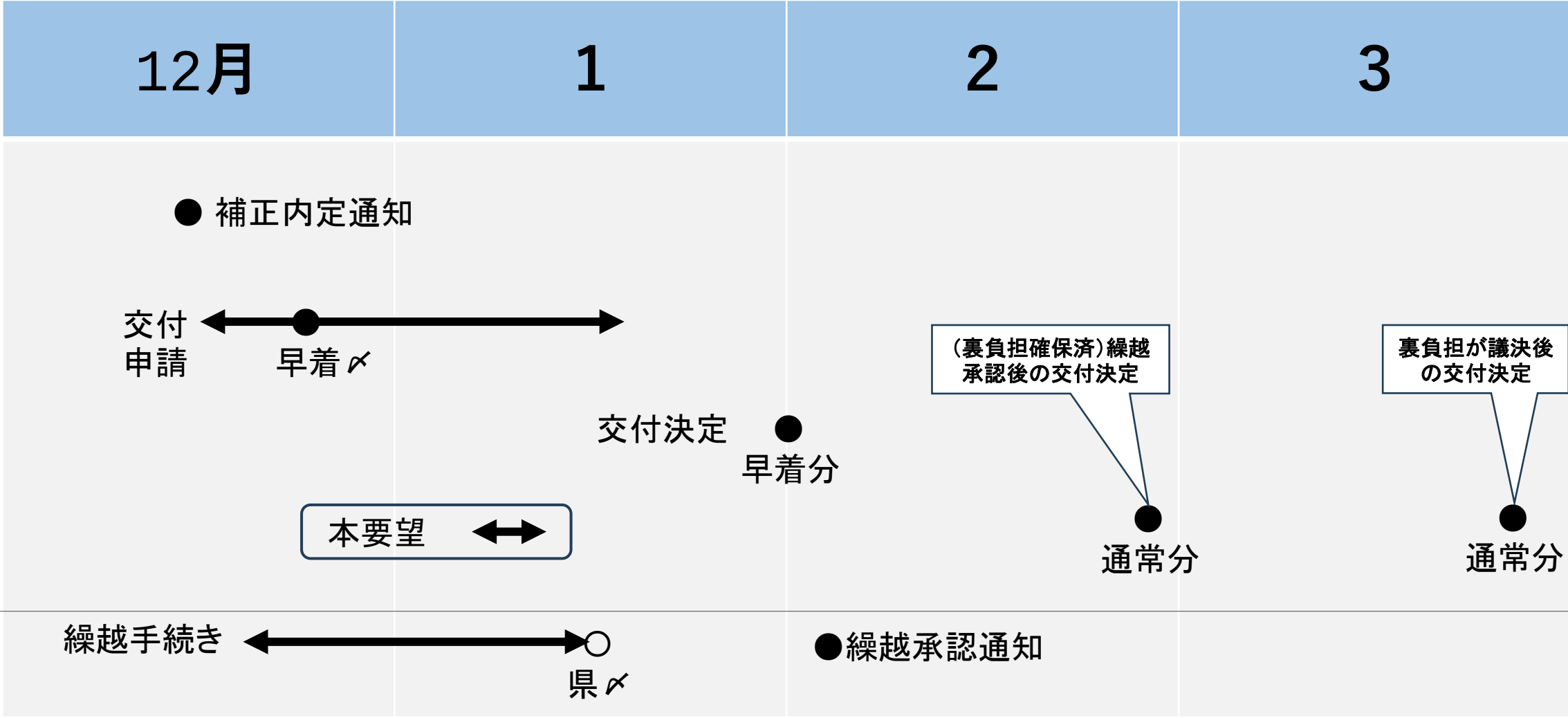
2 国庫補助関係スケジュールについて

R7年度の実際のスケジュール



2 国庫補助関係スケジュールについて

R7年度の実際のスケジュール



2 国庫補助関係スケジュールについて

防災安全交付金の交付決定日

令和8年度 社会資本整備総合交付金等 交付決定スケジュール(近畿ブロック)

- ・地方整備局の受付日から30日以内の交付決定となるよう、交付決定日を設定しています。
 - ・支出負担行為計画示達日から交付決定の効力が必要な案件(早着案件)の申請提出期限は原則次の通りです。
- 令和8年5月7日
- ・以下は基本のスケジュールであり、これに依りがたい理由がある場合は適宜ご相談ください。

提出期限案件	地方整備局受付日		交付決定日
	支出負担行為計画示達日	～	
	R8.4.10 (金)	～	R8.5.7 (木)
	R8.4.15 (水)	～	R8.4.20 (月)
	R8.4.30 (木)	～	R8.5.7 (木)
	R8.5.8 (金)	～	R8.5.15 (金)
	R8.5.20 (水)	～	R8.5.29 (金)
	R8.6.3 (水)	～	R8.6.12 (金)
	R8.6.17 (水)	～	R8.6.26 (金)
	R8.7.8 (水)	～	R8.7.16 (木)
	R8.7.22 (水)	～	R8.7.24 (金)
	R8.7.29 (水)	～	R8.8.6 (木)
	R8.8.12 (水)	～	R8.8.21 (金)
	R8.8.26 (水)	～	R8.9.1 (火)
	R8.9.9 (水)	～	R8.9.15 (火)
	R8.9.24 (木)	～	R8.10.1 (木)
	R8.10.14 (水)	～	R8.10.22 (木)
	R8.10.28 (水)	～	R8.11.5 (木)
	R8.11.11 (水)	～	R8.11.19 (木)
	R8.11.25 (水)	～	R8.12.4 (金)
	R8.12.16 (水)	～	R8.12.23 (水)
	R8.12.30 (水)	～	R9.1.7 (木)
	R9.1.13 (水)	～	R9.1.21 (木)
	R9.1.27 (水)	～	R9.2.3 (水)
	R9.2.10 (水)	～	R9.2.18 (木)
	R9.2.22 (月)	～	R9.3.2 (火)

提出期限案件	地方整備局受付日		交付決定日
	支出負担行為計画示達日	～	
	R8.4.10 (金)	～	R8.5.7 (木)
	R8.4.15 (水)	～	R8.4.20 (月)
	R8.4.30 (木)	～	R8.5.7 (木)
	R8.5.8 (金)	～	R8.5.15 (金)
	R8.5.20 (水)	～	R8.5.29 (金)
	R8.6.3 (水)	～	R8.6.12 (金)

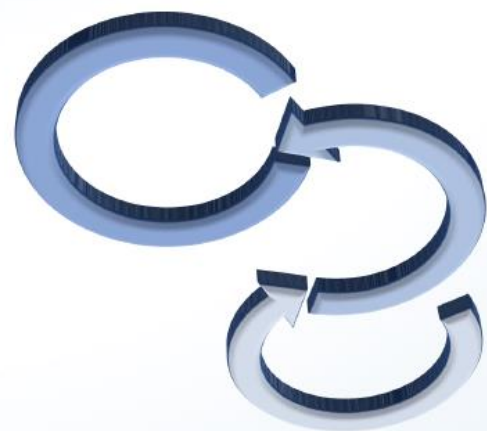
※早着申請は、遅くとも6月中契約分を対象とすること。

R8.12.30 (水)	～	R9.1.7 (木)	R9.1.29 (金)
R9.1.13 (水)	～	R9.1.21 (木)	R9.2.12 (金)
R9.1.27 (水)	～	R9.2.3 (水)	R9.2.26 (金)
R9.2.10 (水)	～	R9.2.18 (木)	R9.3.12 (金)
R9.2.22 (月)	～	R9.3.2 (火)	R9.3.24 (水)

※補正予算に関しては、年度内交付決定が出る〆切日が別途伝達される。

繰越しガイドブック

《 本 編 》



令和6年6月
財務省主計局司計課

繰越しガイドブック

《参考資料編》



令和6年6月
財務省主計局司計課

3 国庫補助に関する留意事項について

その他留意事項について

請求について

⇒防災・安全交付金、個別補助のどちらも概算払いのみ

完了検査について

⇒R7年度に完了した国庫補助事業については、県による完了検査を全件で実施します。（指定市は除く。）

完了検査を実施する事業者は、併せてR9年度要望事業のヒアリングを実施します。

3 国庫補助に関する留意事項について

補助額算定の考え方等について

「水道事業に関する国庫補助事業における補助額算定の考え方等について」

令和8年4月7日付け国土交通省水管理・国土保全局水道事業課課長補佐事務連絡

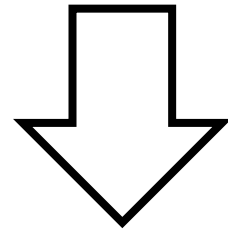
水道施設整備費及び社会資本整備総合交付金（水道事業）等における補助額算定の考え方等について、令和8年度以降の予算執行においては、**国土交通省における標準的な考え方**を適用して実施する

3 国庫補助に関する留意事項について

補助額算定の考え方等について

「国土交通省における標準的な考え方」による国庫補助額

厚生労働省の考え方：出来高ベース



国土交通省の考え方：支払額ベース

3 国庫補助に関する留意事項について

補助額算定の考え方等について

「水道事業に関する国庫補助事業における補助額算定の考え方等について」

令和8年4月7日付け国土交通省水管理・国土保全局水道事業課課長補佐事務連絡

1. 適用事項

複数年度工事における各年度の補助対象基本額及び補助額の考え方や前払金への補助金交付の考え方等の予算執行に関する事務的な考え方については、国土交通省において標準的に実施されている考え方を水道事業においても用いることとする。

→債務負担工事における1年目国庫補助額が出来高ではなく、支払額となる。

前払金に対しても国庫補助対象となる。

2. 適用時期

令和8年度予算を活用する工事より適用する。なお、令和7年度以前の予算を活用している工事において、従前の考え方を継続する必要があるものに限り、従前の考え方を踏襲することは可能とする。

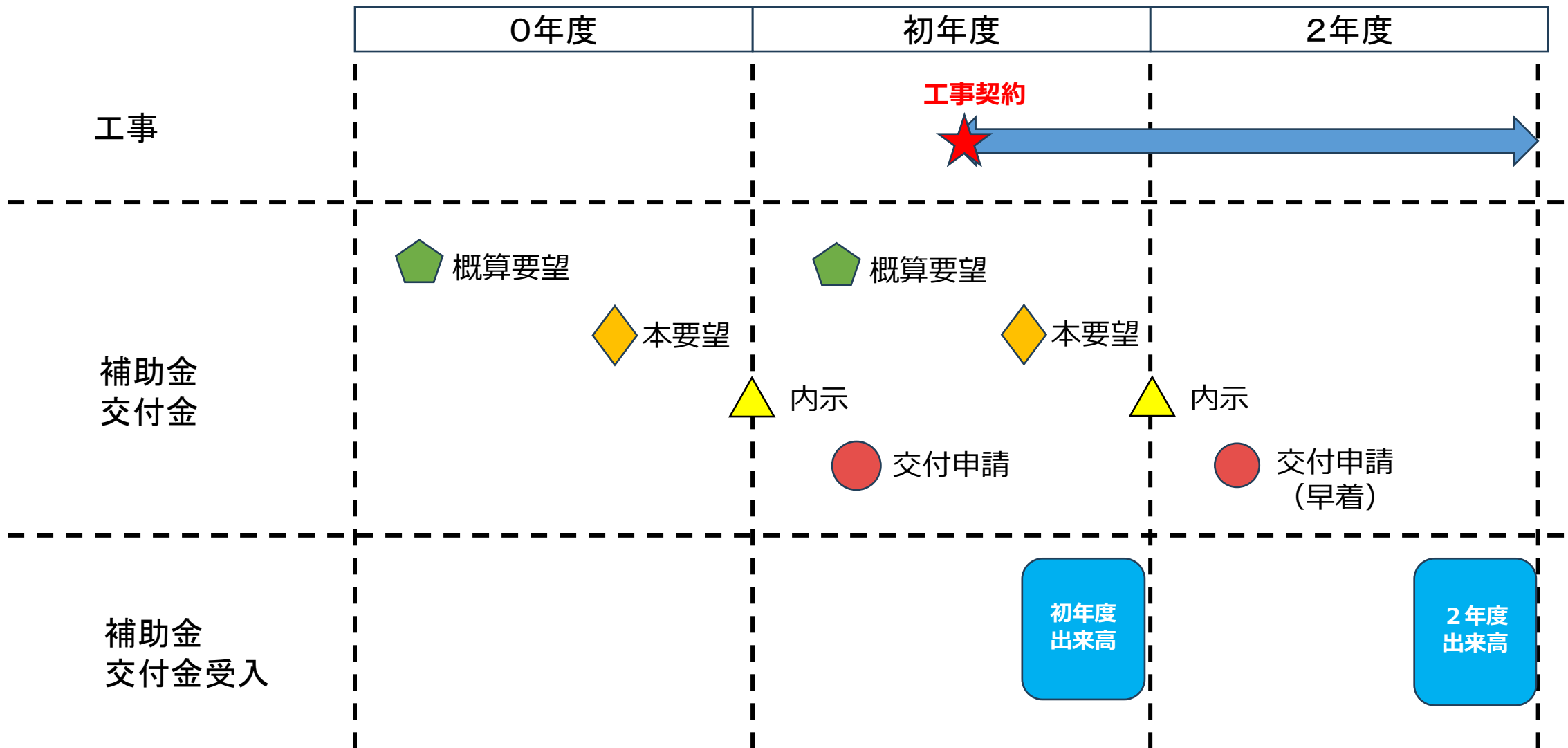
→令和8年度から発注する工事から、国土交通省の考え方を適用。

※従来の考え方を踏襲する必要がある場合は、個別相談。

3 国庫補助に関する留意事項について

補助額算定の考え方等について

これまでの厚生労働省時代の出来高ベースの考え方



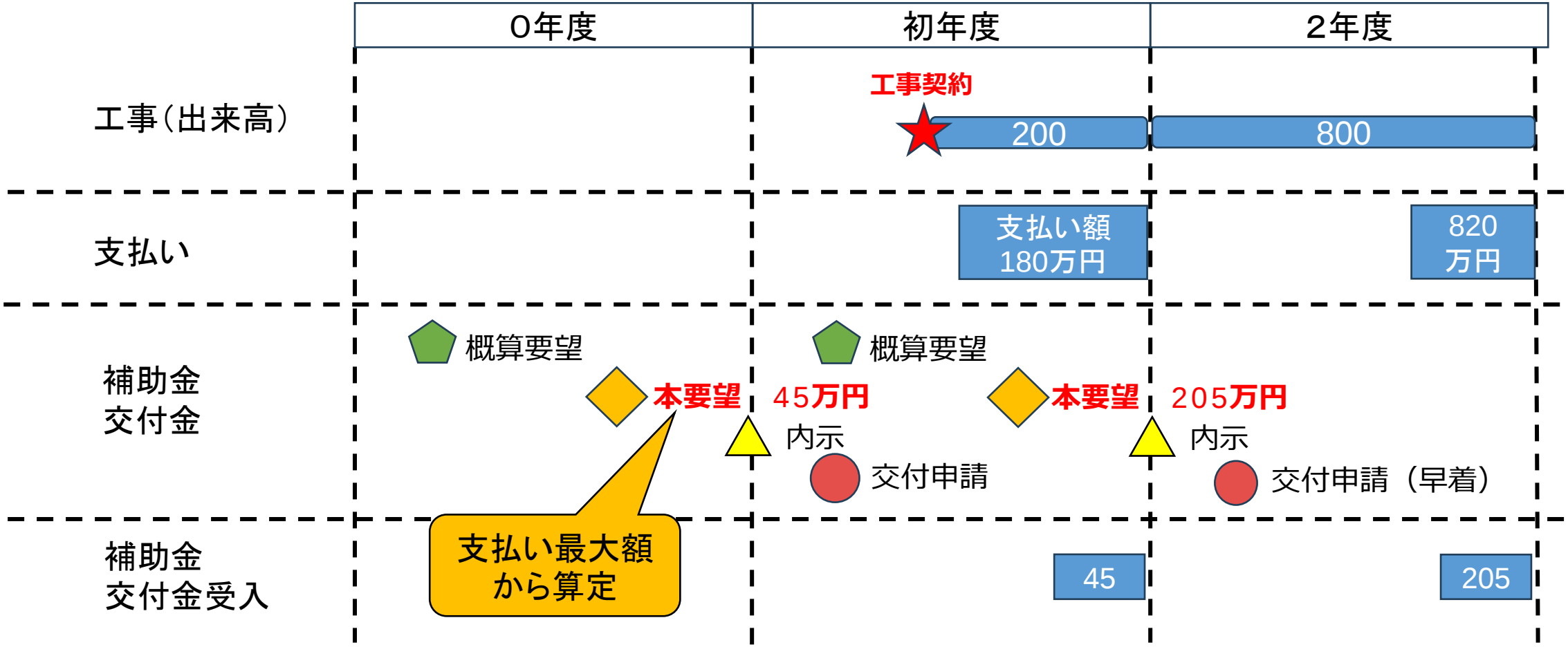
3 国庫補助に関する留意事項について

補助額算定の考え方等について

国土交通省の標準的な考え方(初年度1割留保の場合)

例1

(契約額:1,000万円 国庫補助率:1/4とした場合)



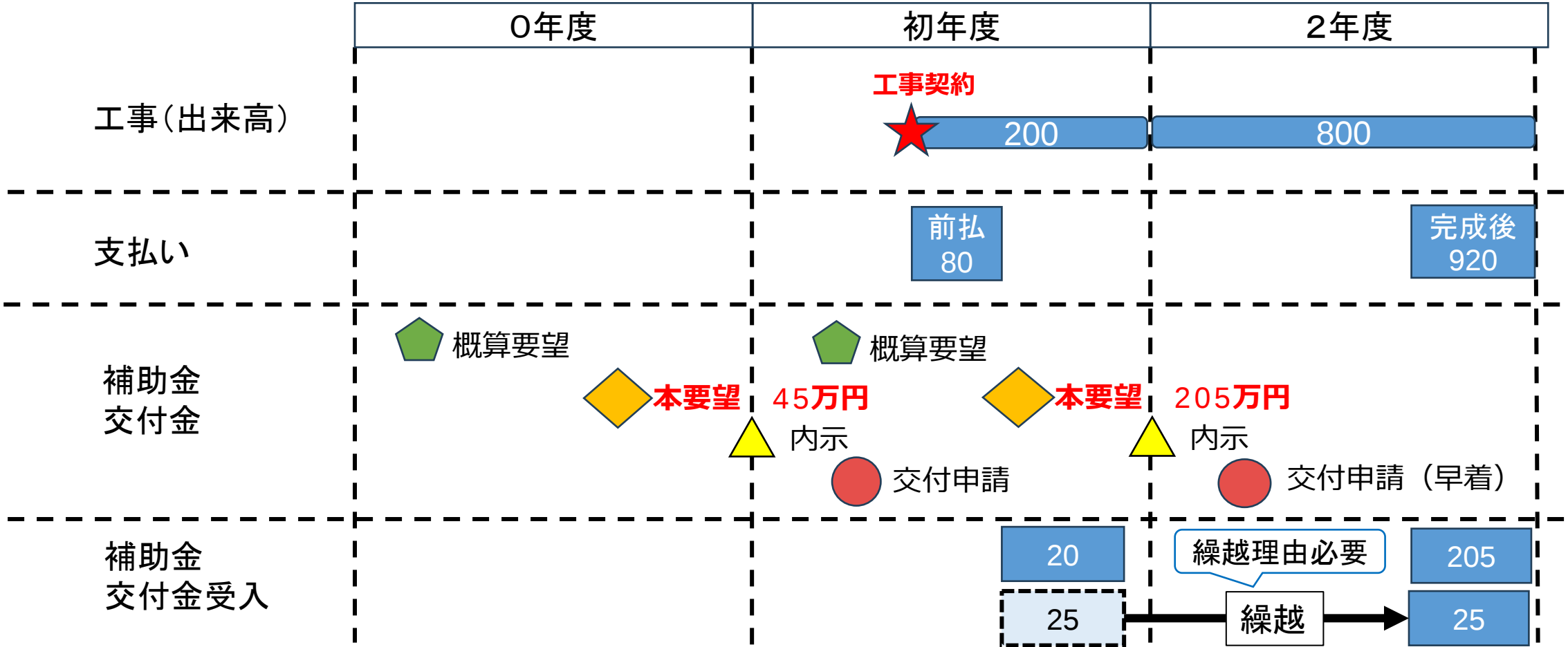
3 国庫補助に関する留意事項について

補助額算定の考え方等について

国土交通省の標準的な考え方(初年度前払金のみの場合)

例2

(契約額:1,000万円 国庫補助率:1/4とした場合)



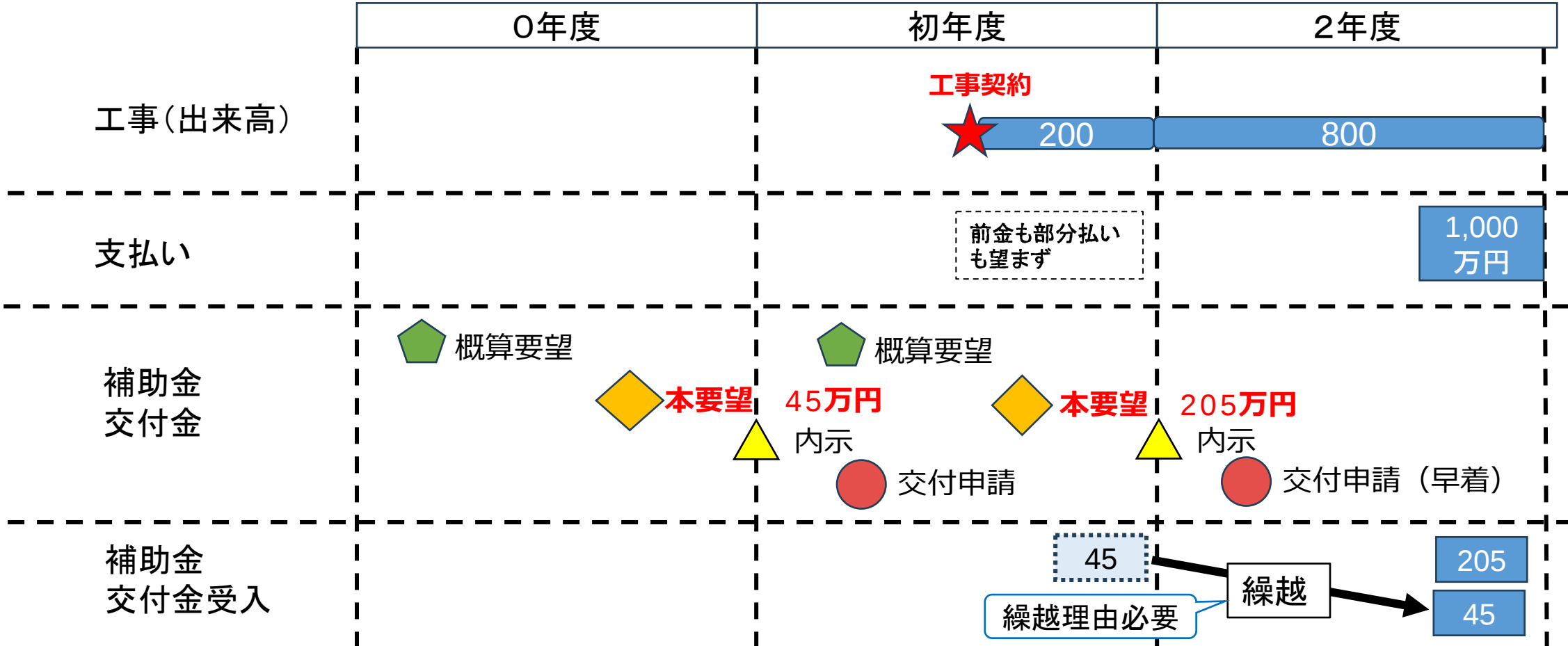
3 国庫補助に関する留意事項について

補助額算定の考え方等について

国土交通省の標準的な考え方(初年度支払いが無い場合)

例3

(契約額:1,000万円 国庫補助率:1/4とした場合)



3 国庫補助に関する留意事項について

補助額算定の考え方等について

①支払額ベースで補助要望する

→前金払の有無、部分払いの有無、部分引き渡しなど、初年度の支払い額が要望時には確定していないことが想定されるため、最大となる支払い額で要望額を算定していく必要がある。

②前金払について

→複数年工事において、初年度前金払いのみで出来高あがらない場合は、これまで次年度に国庫補助を受けていたが、今後は前年度の支払い分は後年度には請求できない。

今回の考え方の変更について、疑義がある場合には各市町の下水道部門にご確認いただくほか、管轄の健康福祉事務所を通じて上下水道課水道班まで連絡ください。

3 国庫補助に関する留意事項について

仕入に係る消費税等の報告について

今年度の仕入控除税額の返還スケジュール案

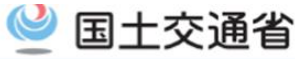
令和8年12月頃	報告書等提出期限
令和8年12月～令和9年1月	報告書の確認及び集計作業等
令和9年2月	報告書集計表の最終確認
令和9年3月上旬	国庫納付通知書発出(返還命令)
令和9年3月下旬	返還金国庫納付期限

※防災・安全交付金、上水補助、簡水補助、上下一体(水道分のみ)、災害復旧事業が対象

4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

査定実績と沿革

水道の災害復旧事業について - 査定実績と沿革



令和 7 年災害の査定実績

令和 8 年 3 月 3 1 日現在

種目	決定箇所数	決定額(千円)
上水道	43	2,360,961
下水道	14	1,163,281

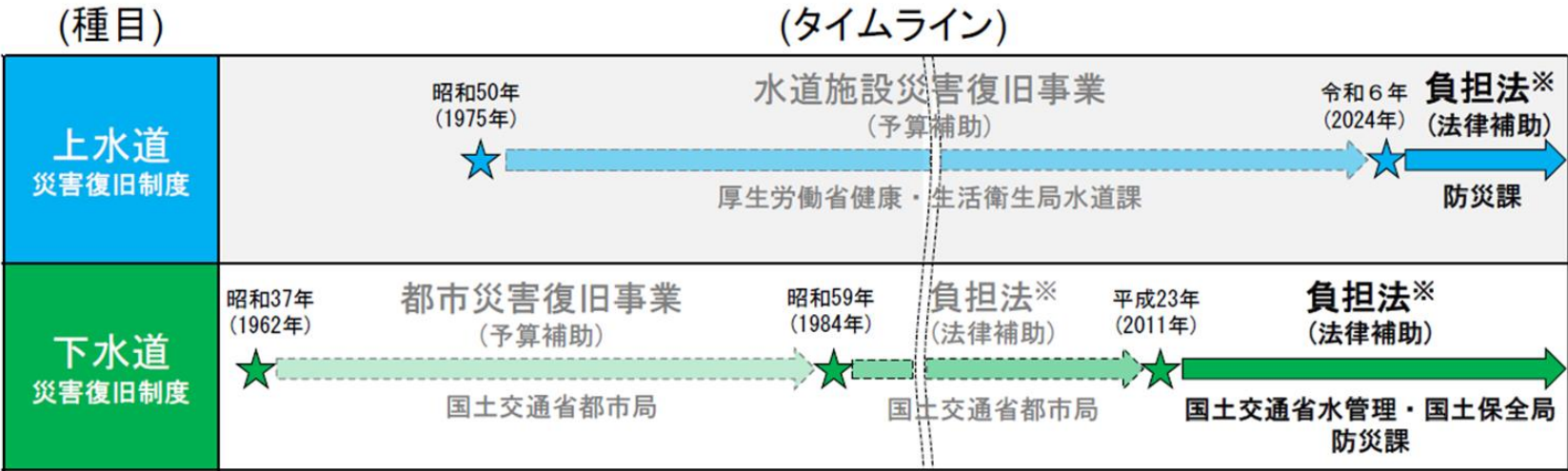


融雪災害による管体の破断
(新潟県柏崎市)



終末処理場の浸水被害
(福岡県新宮町)

災害復旧制度の沿革



※ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

災害時の報告ルートについて

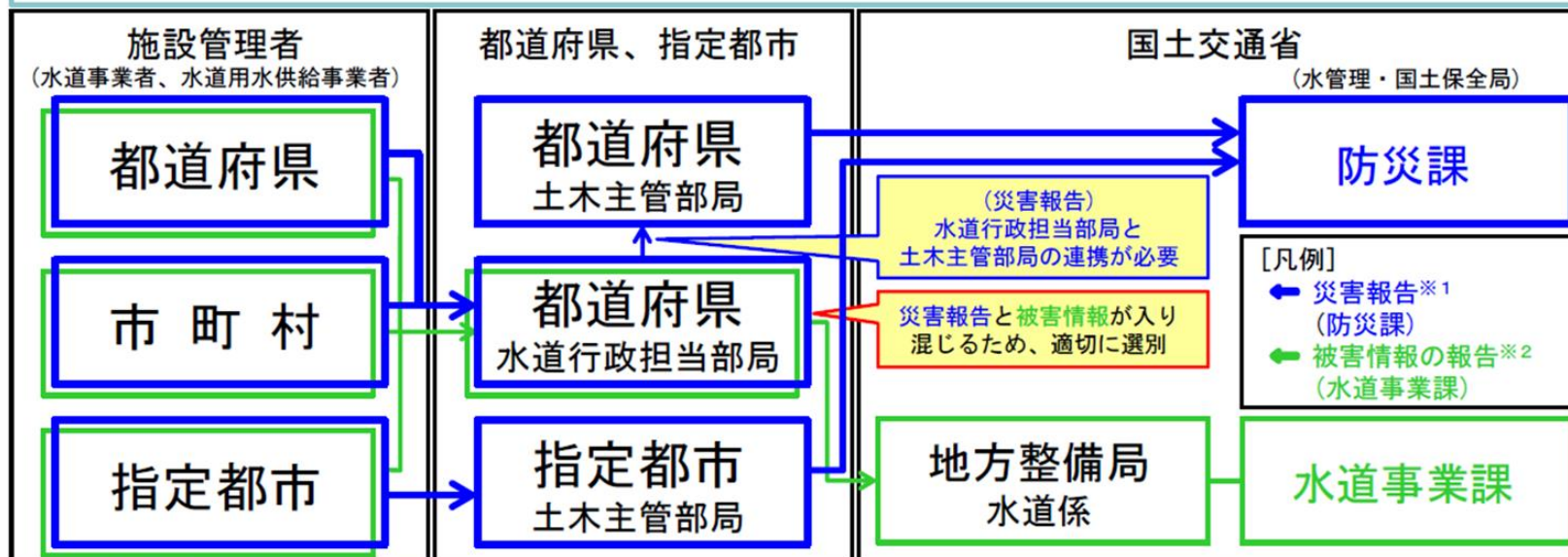
水道の災害復旧事業について -水道施設の災害報告と被害情報の提供(初動対応)



「災害報告」と「被害情報の提供」の流れ



- 地震や豪雨、その他自然災害により水道施設への被害が確認された場合、施設管理者（水道事業者、水道用水供給事業者）は、防災課への災害報告と水道事業課への被害情報の提供を速やかに行なって下さい。
- 水道施設の査定前着工（応急工事）について、災害復旧事業として採択されるか判断に迷うときには、事前打合せ（防災課への相談）をご利用下さい。
- 特に仮設（陸）配管や可搬型浄水装置を設置する場合は、査定において手戻り等が生じないように、できる限り事前打合せをご利用下さい。
- 施工前の被災状況を的確に把握できる写真が採否の決め手となるため、事前打合せの有無に関わらず必ず撮影するようにして下さい。



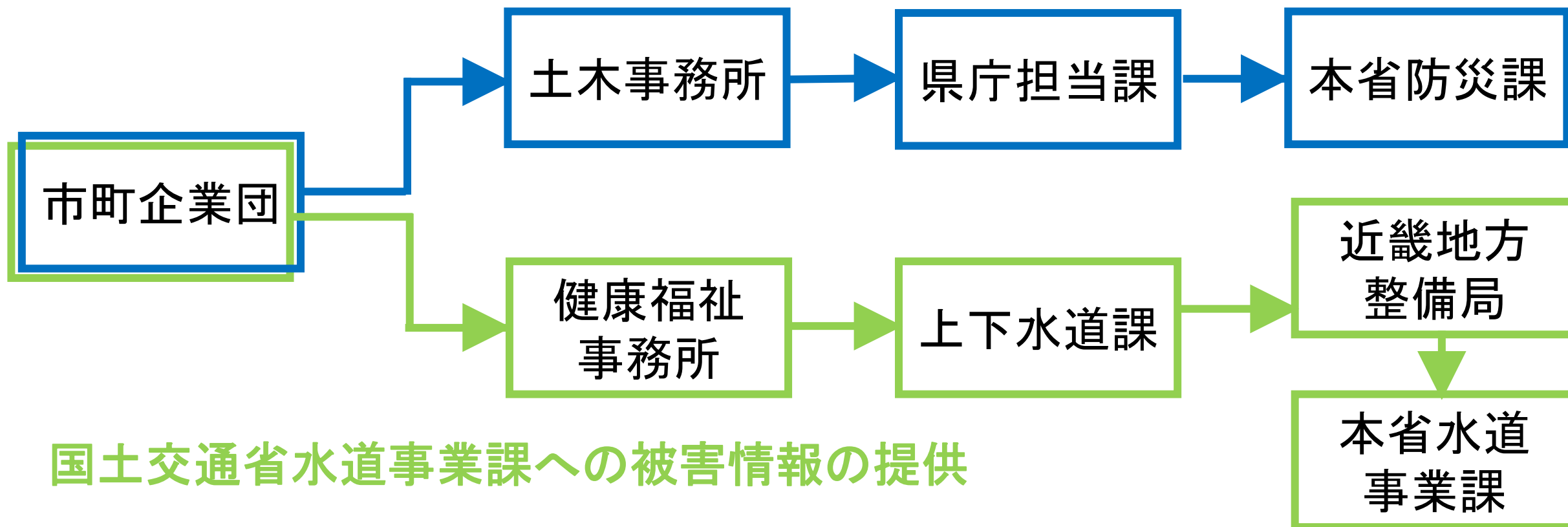
※1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

※2 健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について
(令和6年4月3日付国水第1号、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長)

4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

災害時の報告ルートについて（兵庫県）

国土交通省防災課への負担法に基づく災害報告



国土交通省水道事業課への被害情報の提供

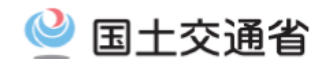
※指定都市、阪神水道企業団除く。

※災害報告の該当が無い場合でも、自然災害により施設に被害がある場合や断水等が発生した場合には報告必要(「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」国水水第18号令和8年4月3日一部改正)

4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

応急工事と事前打合せについて

水道の災害復旧事業について - 査定前着工とその留意点



応急工事の注意事項



- 民生安定上緊急に施行が必要な場合には、躊躇せず応急工事に着手して下さい。
- 応急工事を行うときに特に注意したいポイントは次の2点。
 - ① 第一に本設(本復旧)を考え、第二に仮設にせざるを得ない場合は応急工法(機能、規模、数量等)が冗長的になっていないか、言い換えると必要最小限度になっているかを確認して下さい。
 - ② 施工前の被災状況を的確に把握できる写真が採否の決め手となるため、事前打合せの有無に関わらず必ず撮影するようにして下さい。
- 上下水道施設の査定前着工(応急工事)について、災害復旧事業として採択されるか判断に迷うときには、事前打合せ(防災課への相談)をご利用下さい。
- 特に仮設(陸)配管や可搬型浄水装置を設置する工事(上水道)、仮排水施設工事又は仮処理施設工事(下水道)は、査定において手戻り等が生じないように、できる限り事前打合せをご利用下さい。

事前打合せ

目的

- ・ 査定の迅速な処理
- ・ 査定の手戻り等の予防

対象箇所例(参考)

- ・ 査定前に緊急に施行する必要のある箇所
- ・ 水道
- ・ 下水道

4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

参考資料について

水道の災害復旧事業について - 災害復旧の基本ルール



災害査定の手引き



災害手帳



公共土木施設災害復旧の
災害査定添付写真の撮り方



公共土木施設の
災害申請工法のポイント



技術者のための
災害復旧問答集

4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

負担法事務取扱要綱の一部改正について

国 水 防 第 6 号
令和 8 年 4 月 1 3 日

各都道府県知事 殿

国土交通事務次官
(公 印 省 略)

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱の一部改正について（通知） |

標記について、別紙のとおり改正したので通知する。

なお、都道府県においては、貴管内市（指定都市を除く。）町村に対しても、この旨周知方お願いいたします。

4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

負担法事務取扱要綱の一部改正について

水道の災害復旧事業について



公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱の一部改正について

要綱第9の仮締切、決壊防止工に水道施設を追加することで、水道施設の応急仮工事として負担法の対象とする。

- 河川の出水により取水施設の取付護岸(水道施設)が被災。

<被災状況>

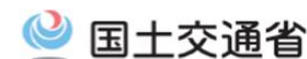


- 要綱では、応急工事費の範囲が定められており、仮締切や決壊防止工法において対象施設として河川、道路等は認められているが、水道は認められていない。
- 本事例においては、水道施設の護岸が被災し導水管がむき出しとなった。現地では決壊防止として、土のう積みを実施したが、決壊防止として土のう積みは、負担法の範囲外となる。
- 要綱第9の仮締切、決壊防止工に水道施設を追加することで、今後は本事例の応急仮工事にも負担法の対象となる。

4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

負担法事務取扱要綱の一部改正について

水道の災害復旧事業について



公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱の一部改正について

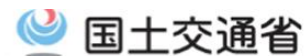
○主務大臣が特別の事業があると認める応急工事費の範囲の仮締切工事と決壊防止工事に水道を追加

改正後	現行
(主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費の範囲) 第九 令第四条第二項に規定する「主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費」の範囲は、次の各号に定めるところによる。 一 次に掲げる工事に要する費用 イ～ロ (略) ハ 河川、海岸若しくはこれらと効用を兼ねる道路、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、水道、下水道又は公園が被災して、通常の状態における流水又は海水が侵入し、当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設又は当該被災箇所の背後地に甚大な被害を与えているため又はそのおそれが大きいため、緊急に施行しなければならない仮締切工事 二 河川、海岸若しくはこれらと効用を兼ねる道路、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、水道、下水道又は公園が被災して、次期出水等により当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設又は当該被災箇所の背後地に甚大な被害を与えるおそれが大きいため、緊急に施行しなければならない欠壊防止工事 ホ～ヘ (略) 二 (略)	(主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費の範囲) 第九 令第四条第二項に規定する「主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費」の範囲は、次の各号に定めるところによる。 一 次に掲げる工事に要する費用 イ～ロ (略) ハ 河川、海岸若しくはこれらと効用を兼ねる道路、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道又は公園が被災して、通常の状態における流水又は海水が侵入し、当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設又は当該被災箇所の背後地に甚大な被害を与えているため又はそのおそれが大きいため、緊急に施行しなければならない仮締切工事 二 河川、海岸若しくはこれらと効用を兼ねる道路、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道又は公園が被災して、次期出水等により当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設又は当該被災箇所の背後地に甚大な被害を与えるおそれが大きいため、緊急に施行しなければならない欠壊防止工事 ホ～ヘ (略) 二 (略)

4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

負担法事務取扱要綱の一部改正について

水道の災害復旧事業について



公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱の一部改正について

要綱第12に水道を追加し、水道施設の管きょ等の埋そくについても維持工事としてみるべきものを追加し査定の明確化を図る。

取水口の埋そく



浄水施設の埋そく



洗浄後(ろ過砂への赤土の混入)

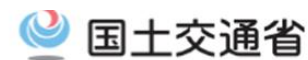


- 近年の洪水の激甚化で水道施設が埋そくしても、定めがないため、下水道施設の埋そくを準用してきた。
(要綱第12には、維持工事とみるべき事項として、下水道施設の埋そくについては、管きょ等の3割に満たないものは維持工事としてみるべき事項と定められている。)
- 今回水道施設の管きょ等の埋そくについても維持工事としてみるべきものを追加し査定の明確化をはかる。

4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

負担法事務取扱要綱の一部改正について

水道の災害復旧事業について



公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱の一部改正について

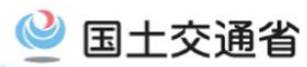
○維持工事とみるべきものに水道の埋そくを追加

改正後	現行
(維持工事とみるべきもの) 第十二 法第六条第一項第三号に規定する「維持工事とみるべきもの」とは、次の各号に該当する工事(各号の二以上に該当するものを含む。)に係るものをいう。 一～十一 (略) 十二 水道の取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設の埋そくで、埋そく土砂の断面積が管きよ等の断面積の三割に満たないものの排除のみの工事 十三 下水道の排水施設の埋そくで、埋そく土砂の断面積が管きよ等の断面積の三割に満たないものの排除のみの工事 十四 土石流対策のための砂防堰堤や土石流堆積工に堆積した土砂等で除石管理基準高を超えないもの、又は除石管理基準高を超えて堆積した土砂等で少量のものの排除のみの工事 十五 その他前各号に掲げるものに類する工事	(維持工事とみるべきもの) 第十二 法第六条第一項第三号に規定する「維持工事とみるべきもの」とは、次の各号に該当する工事(各号の二以上に該当するものを含む。)に係るものをいう。 一～十一 (略) 十二 下水道の排水施設の埋そくで、埋そく土砂の断面積が管きよ等の断面積の三割に満たないものの排除のみの工事 十三 土石流対策のための砂防堰堤や土石流堆積工に堆積した土砂等で除石管理基準高を超えないもの、又は除石管理基準高を超えて堆積した土砂等で少量のものの排除のみの工事 十四 その他前各号に掲げるものに類する工事

4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

負担法事務取扱要綱の一部改正について

水道の災害復旧事業について



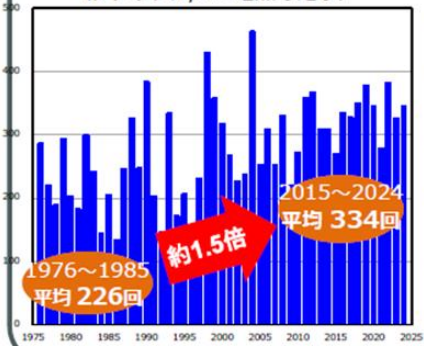
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱の一部改正について

要綱第14の維持上又は公益上特に必要と認められる河川の埋そくに、ダム水道に係る水道容量内に堆積した土砂を追加し、負担法の対象とする。

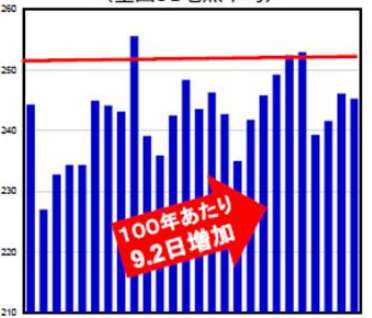
背景・課題

- 近年は時間雨量50mmを超えるような大雨が増える一方、無降水日(日降水量1.0mm未満)は増加しており、令和7年は梅雨期の少雨等により全国的な渇水被害が発生し、平成29年以来、8年ぶりに「国土交通省渇水対策本部」が設置された。
- 水道水の約50%はダムに貯留された水により賄われており、大規模出水によりダムの異常堆砂が生じた場合は十分な水量容量を確保できず、出水後に無降水日が続いた場合、水の安定供給に支障をきたす恐れがある。

1時間降水量50mm以上の年間発生回数
(アメダス1,300地点あたり)



日降水量1.0mm未満の年間日数
(全国51地点平均)

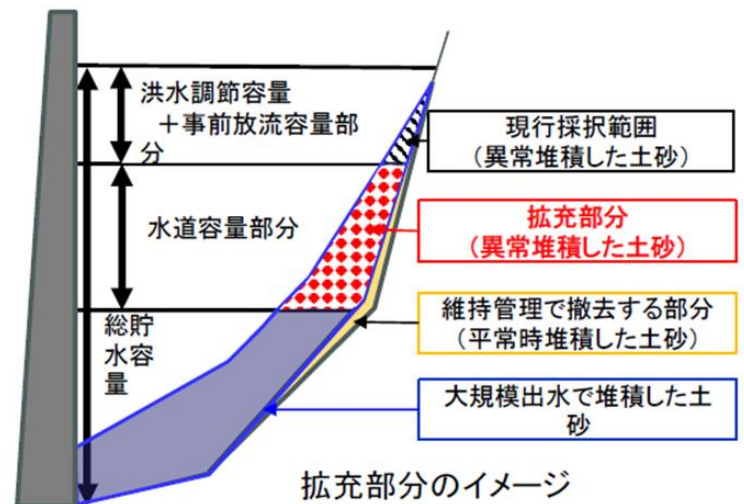


新たな制度による対応

対象事業

拡充内容

- 大規模な出水によりダムに異常堆積した土砂について、水道容量の確保に必要な土砂掘削を新たに公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とし、災害復旧事業として支援する。



○水道水の水源となるダムの管理は日々適切に実施しているものの、大規模な出水があった場合は、ダム堆砂が急激に進み、十分な水道容量が確保できないリスクが高まる。

○このため、大規模な出水後にダムに異常堆積した土砂について、水道容量の確保に必要な土砂掘削(原形復旧分)を新たに公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とすることで、大規模出水後の速やかな水道容量確保を促進し、水の安定供給を図る。

4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

負担法事務取扱要綱の一部改正について

水道の災害復旧事業について



公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱の一部改正について

○維持上又は公益上特に必要と認められる河川の埋そくにダムの水道に係る容量内に堆積した土砂を追加

改正後	現行
(維持上又は公益上特に必要と認められる河川の埋そくに係る災害復旧事業) 第十四 河川の埋そくに係る災害復旧事業で、法第六条第一項第六号に規定する「維持上又は公益上特に必要と認められるもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。 一～三 (略) <u>四 ダムの水道に係る容量内に土砂等が異常に堆積したため、水道の原水の供給を著しく阻害するものとなる場合における当該土砂等の堆積に係る災害復旧事業</u> <u>五</u> ダム貯水池に流木等が異常に堆積したため、これを放置することによりダムの機能を著しく阻害するものとなる場合における当該流木等の堆積に係る災害復旧事業 <u>六</u> 遊水地に土砂や流木等が異常に堆積したため、洪水の貯留を害し人家、公共施設、農耕地等に甚大な被害を与えた場合又は次期出水でそのおそれ大きい場合、遊水地の洪水調節機能を著しく阻害するものとなる場合、これを放置することにより遊水地の機能を著しく阻害するものとなる場合における当該土砂及び流木等の堆積に係る災害復旧事業 <u>七</u> その他前各号に掲げるものに類する災害復旧事	(維持上又は公益上特に必要と認められる河川の埋そくに係る災害復旧事業) 第十四 河川の埋そくに係る災害復旧事業で、法第六条第一項第六号に規定する「維持上又は公益上特に必要と認められるもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。 一～三 (略) 四 ダム貯水池に流木等が異常に堆積したため、これを放置することによりダムの機能を著しく阻害するものとなる場合における当該流木等の堆積に係る災害復旧事業 五 遊水地に土砂や流木等が異常に堆積したため、洪水の貯留を害し人家、公共施設、農耕地等に甚大な被害を与えた場合又は次期出水でそのおそれ大きい場合、遊水地の洪水調節機能を著しく阻害するものとなる場合、これを放置することにより遊水地の機能を著しく阻害するものとなる場合における当該土砂及び流木等の堆積に係る災害復旧事業 六 その他前各号に掲げるものに類する災害復旧事業

4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

負担法事務取扱要綱第三第二号「チ」の運用について

国水防第 12 号
令和 8 年 4 月 13 日

都道府県及び指定都市
土木主管部局長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局防災課長
(公印省略)

水道、下水道等における公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
事務取扱要綱第三第二号「チ」の運用について (通知)

標記について、採択範囲の適正化を図るため、下記運用方針を定めたので関係機関に周知を図られたい。

なお、「処理場・ポンプ場等における公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第三第二号「チ」の運用について」(平成 27 年 6 月 1 日付け国水防第 384 号国土交通省水管理・国土保全局防災課長通知)は廃止する。

4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

負担法事務取扱要綱第三第二号「チ」の運用について

1. 適用範囲

1) 対象施設

・水道の取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設

・下水道の処理場、ポンプ場（雨水・汚水）

※マンホールポンプ等小規模なものも含む

・河川の排水機場

（参考）

負担法事務取扱要綱第三

法第二条第三項に規定する「原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに変わるべき必要な施設をすること」とは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

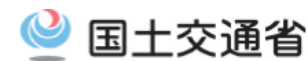
二 原形に復旧することが著しく不適当な場合

チ 河川、海岸、砂防設備、道路、水道、下水道又は公園が越水又は越波のために被災し、原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた洪水、高潮、波浪等を対象とした水たき工、被覆工等を設けて施行する必要最小限度の工事

4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

水道の災害復旧事業について

水道の災害復旧事業について 皆様にお伝えしたいこと



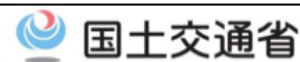
- 被災時の初動について、災害復旧事業に取り組む際には、防災課への『災害報告』を忘れずにお願いします。
- 査定前であっても復旧工事着工は可能であり、その後の災害査定においては、施工前の被災状況を的確に把握できる写真が重要になります。
- 災害復旧事業として採択されるか判断に迷うときには、事前打合せをご利用下さい。
- 負担法適用後、これまでの事例を踏まえた制度改正も進んでおります。国土交通省としては、水道施設の負担法適用について、講義、講習会、出前講座を通し、さらなる制度周知に努めておりますので、引き続きご協力をお願いします。

国土交通省防災課HPに水道施設の査定事例を掲載していますのでご参照ください。
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/river/content/001865360.pdf>

4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

(参考) R7年度本会議資料の再掲

災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱について



■申請する上で相談したいことがある

- 被災内容及び天然現象が負担法の対象となるか、応急本工事と応急仮工事のどちらとなるか
- 検討した復旧方針や工法について、助言が欲しい 等



※復旧方針や工法について相談したいことがある場合は、
災害緊急調査、災害復旧技術専門家派遣も有効に活用ください

■事前打合せ

災害査定の円滑な執行及び、査定事務の合理化と迅速な事業執行を図ることを目的として、
地方公共団体が必要があると認める箇所について、事前打合せを行う。

「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱の改正について(通知)」令和5年3月28日国水防第408号

「災害復旧事業に係る事前打合せの事務扱いについて(通知)」平成13年2月14日国河防23号(一部改訂令和5年3月28日)

○事前打合せでの観点

- ・被災状況やメカニズム、起終点、範囲の考え方は整理されているか。
- ・対策工法の妥当性(被災原因の除去、構造根拠、経済比較等)が明確になっているか。
- ・仮設防護柵等の査定前に実施する工事がある場合、必要性、柵高、範囲は整理されているか。 等
(ただ単に「交通安全の確保のため」という理由では認められない。「交通安全確保」は、道路管理者の責任において行われるもので災害復旧ではない。復旧工事の一部とならないものは認められない。)

○応急工事について

- ・施設管理者の責務をもって迅速に実施するものであり、「災害査定が終わらないと復旧できない」は誤解。
事前打合せを行わなくとも、現場への着手は可能。
- ・査定時には被災状況の確認が困難となるので、被災状況の記録を十分に整備しておく必要がある。

※災害査定の円滑な執行のため、被災状況、応急復旧工法等をまとめた資料(被災写真等に復旧工法、起終点、被災延長、概算数量を書き込んだ程度)での事前打合せ(報告)を積極的に活用ください。

災害手帳(令和6年) (P146, 147)

第4 事前打合せ

災害査定事務の合理化と、適正かつ迅速な事業の施行をはかるために、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱について」(平成13年2月14日付防災課長通知、最終改正和5年3月28日付防災課長通知)により事前打合せの取扱いを定めており以下のとおりである。

1. 事前打合せの対象箇所例

地方公共団体が特に災害査定前に打合せを行う必要があると認める箇所としては、以下の箇所が想定されるので参考とされたい。

- 1) 一定災として申請する箇所
- 2) 査定前に緊急に施行する必要がある箇所
- 3) 次に掲げる施設に係るもの
 - (1) 地すべり防止施設
 - (2) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (3) 海岸(離岸堤、消波工等の沈下に伴う補充のみの工事は除く。)
 - (4) 水道
 - (5) 下水道

4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

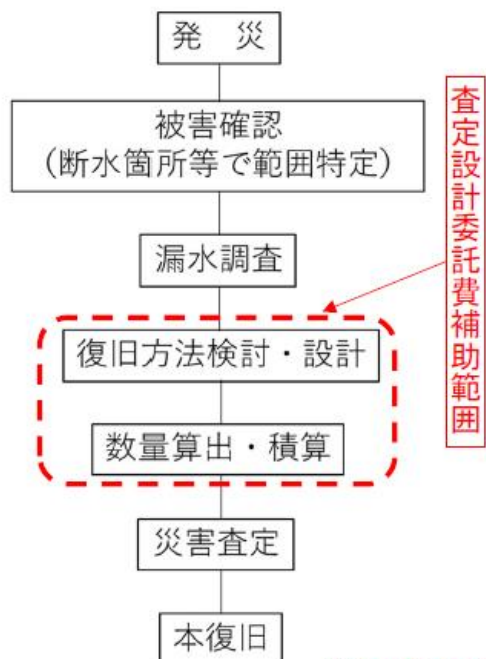
(参考) R7年度本会議資料の再掲

R7年度からの水道の新制度(査定設計委託費補助、漏水調査、給水施設)

- 査定設計委託費補助の制度に「水道」を追加。
- 大規模災害時において、水道施設の迅速かつ確実な復旧につなげるため、漏水調査及び配水施設と水圧管理上一体の給水施設の一部(配水管から分岐して最初の止水栓まで)への補助を事前ルール化。

① 査定設計委託費補助の制度拡充

※水道施設の復旧手続きの流れ

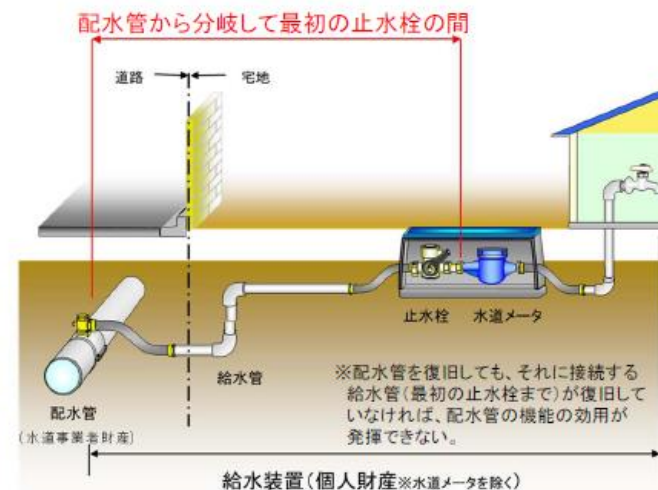


② 漏水調査・給水施設への補助の事前ルール化

■ 漏水調査(負担率: 1/2)



■ 給水施設(負担率: 1/2)



4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

(参考) R7年度本会議資料の再掲

給水施設の復旧の注意点

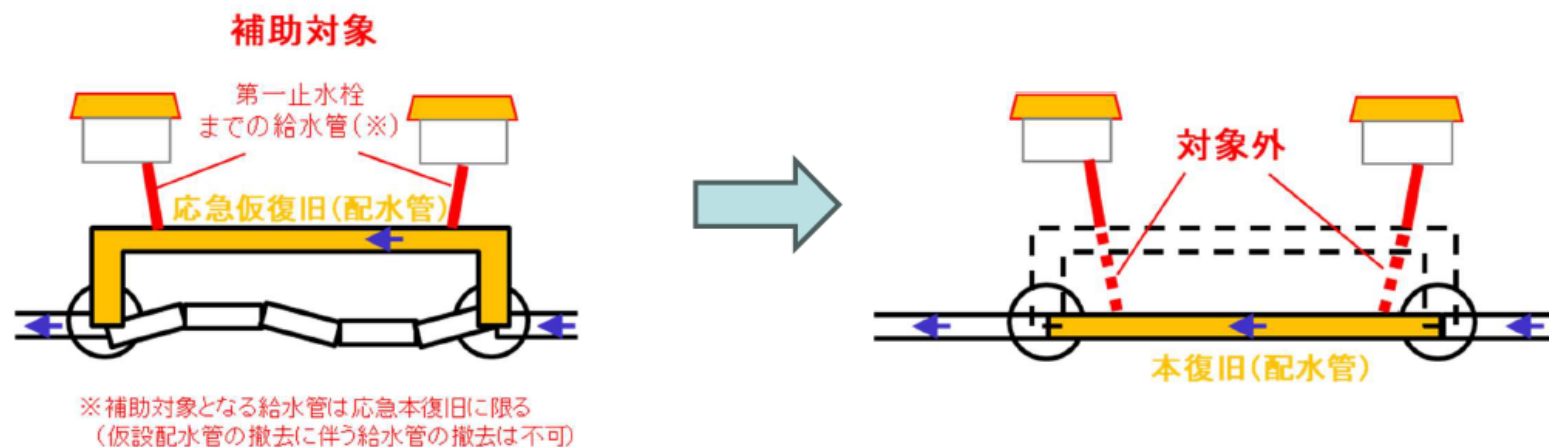
給水施設災害査定マニュアル

給水施設の復旧は、配水管の復旧を迅速に実施するための特例措置であるため、応急仮復旧または、本復旧どちらか一方の配水管の復旧に併せて復旧する場合のみ補助対象とする。

配水管の応急仮復旧において仮復旧する配水管が要綱2(4)の(a)(b)に該当する場合は、第一止水栓までの給水施設の復旧は補助対象。

ただし

配水管の応急仮復旧後の本復旧における再度の給水施設の繋ぎ直しについては補助の対象外。



(複数回の給水施設の復旧が補助の対象とならない理由)

私有財産である給水施設については、各個人が配水管までの給水施設を復旧する費用を支弁するのが基本だが大規模災害時には、各個人が避難しており配水管のみ復旧しても、被災した給水施設から漏水し、それをすべて調整しながら復旧するには早期断水解消の支障となることから実施する特例。

応急仮復旧後の本復旧は、断水解消後の措置であるため対象とならない。